

しょう しゃしゅうぎょう せいかつしえん けんとう せっち 障がい者就業・生活支援センター検討ワーキンググループ設置について

ほっかいどう ほけんふくし ぶふくしきょくしょう しゃほけんふくしか
(北海道保健福祉部福祉局 障がい者保健福祉課)

1. しょう しゃしゅうぎょう せいかつしえん けんとう せっち けいり 障がい者就業・生活支援センター検討ワーキンググループ設置の経緯

(1) だい 5 期 ほっかいどう しょうがいのふくしけいかく [平成30年度～平成32年度]

しょうがいのしゃしゅうぎょう せいかつしえん せいかつしえん じぎょう じっし かんが かつ
障がい者就業・生活支援センター事業 (実施に関する考え方)

しょうがいのある人の職業生活における自立を図るため、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を一体的に実施する。

※事業内容や必要見込量、活動区域のあり方について、関係機関等から意見を頂き、本計画期間中にその結論を得る。

(2) へいせい ねん だいい かいほっかいどうしょう しゃしゅうろうしえんすいしんいんかい へいせい ねん がつ にち 平成30年度第1回北海道障がい者就労支援推進委員会 (平成30年8月28日)

たかや いいん
【高谷委員】

計画の中に障がい者就業・生活支援センターの設置について検討するという事になっているので、意見交換をもてるような場を設置していただきたい。

2. しょう しゃしゅうぎょう せいかつしえん けんとう がいよう 障がい者就業・生活支援センター検討ワーキンググループの概要

(1) もくてき 目的

道内の障がい者就業・生活支援センターの今後のあり方について検討を行う。

(2) けんとうたいせい 検討体制

北海道障がい者就労支援推進委員会において検討を行うこととし、あらかじめ課題や論点の整理、方向性の検討などを行う実務者レベルで構成するワーキンググループを設置する。

(3) こうせいきかん 構成機関

- ① しょう しゃしゅうぎょう せいかつしえん しょう しゃしゅうぎょう せいかつしえん
障がい者就業・生活支援センター (くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センターふれん)
- ② こやうあんていとうじぎょうしょかん こうせいろうどうしょうほっかいどうろうどうきょくしよくぎょうあんていぶしよくぎょうたいさくか
雇用安定等事業所管 (厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課)
- ③ せんたーししていぎょうむしょかん ほっかいどうけいざいぶろうどうせいさくきょくこやうろうせい
センター指定業務所管 (北海道経済部労働政策局雇用労政課)
- ④ せいかつとうしえんじぎょうしょかん ほっかいどうほけんふくし ぶふくしきょくしょう しゃほけんふくしか
生活等支援事業所管 (北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課)

(4) スケジュール

れいわがねん がつこ 令和元年7月以降	ワーキンググループで検討
あきこ 秋以降	しゅうろうしえんすいしんいんかい ちゅうかんほうこく 就労支援推進委員会に中間報告
	ワーキンググループで継続検討
れいわ ねんはるご 令和2年春頃	しゅうろうしえんすいしんいんかい さいしゅうほうこく 就労支援推進委員会へ最終報告
あきこ 秋以降	だい 6 期 しょうがいのふくしけいかく けんとう はんえい 第6期障がい福祉計画の検討に反映

◆ 根拠法令（障害者の雇用の促進等に関する法律）

第四節 障害者就業・生活支援センター

第27条（指定）

都道府県知事は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者（以下その節において「支援対象障害者」という。）の職業の安定を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他厚生労働省令で定める法人であって、次に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

◆ 障害者就業・生活支援センターの指定と運営について（厚生労働省通知）

5 活動の区域

都道府県知事によるセンターの指定に当たっては、センターの活動区域に関する指定は法律上は定められていない。

ただし、都道府県内にセンターが複数存在する場合など、適切な運営を確保するために活動区域を定めて業務を実施することが必要と認められる場合には、センターや関係する市町村、関係機関と調整の上、都道府県知事がその活動区域を定めることも可能である。

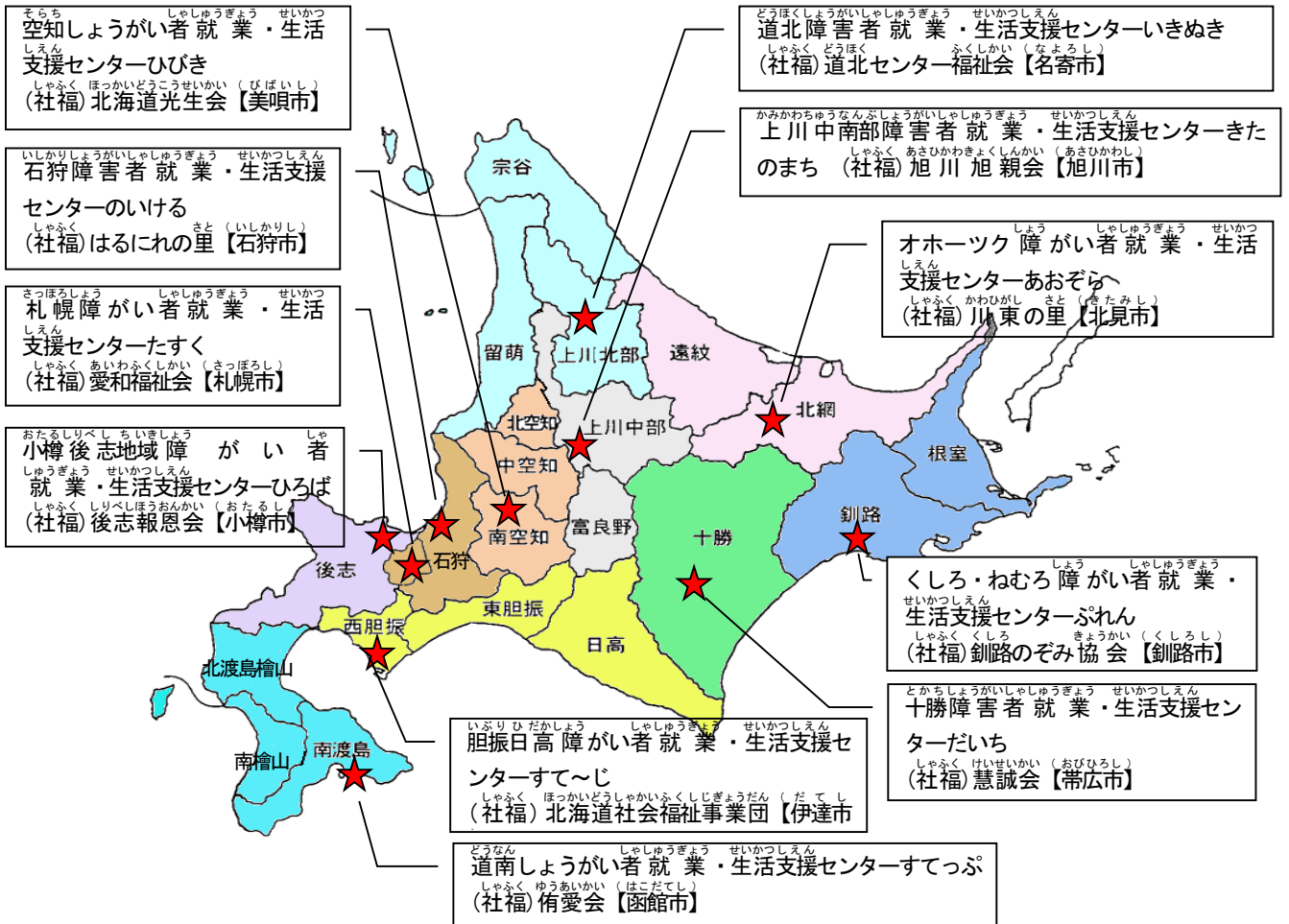
また、センター自身が特定の区域内において活動を行うことを計画する場合には、指定の申請書への添付書類である業務に関する基本的な計画にその旨明記することが必要である。

なお、活動区域を定める際には、公共職業安定所の管轄区域、障害保健福祉圏域など、関係する施策に係る区域を考慮することも、関係機関との連携を円滑に行う上で望ましいと考えられる。

【参考2】道内の障がい者就業・生活支援センターの状況

(1) 設置状況

北海道障がい保健福祉圏域（21圏域）に11箇所の障がい者就業・生活支援センターが設置されている。



(2) 設置経過

設置年度	名称	所在地	設置法人	所管圏域
H14	札幌障がい者就業・生活支援センター たすく	札幌市北区北7条西1丁目1-18	(社福) 愛和福祉会	札幌 (札幌市)
H16	小樽後志地域障がい者就業・生活支援センター ひろば	小樽市花園2丁目6番7号	(社福) 後志報恩会	後志
H17	道南しょうがい者就業・生活支援センター すてつぷ	函館市石川町41番3号	(社福) 侑愛会	南渡島、南檜山、北渡島、檜山
H18	くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センター ぶれん	釧路市双葉町17番18号	(社福) 釧路のぞみ協会	釧路、根室
H19	十勝障がい者就業・生活支援センター だいち	帯広市西6条南6丁目3	(社福) 慧誠会	十勝
H20	空知しょうがい者就業・生活支援センター ひびき	美唄市東7条南2丁目1番1号	(社福) 北海道光生会	南空知、中空知、北空知
H20	オホーツク障がい者就業・生活支援センター あおぞら	北見市大通り西2丁目1番地	(社福) 川東の里	北網、遠紋
H21	石狩障がい者就業・生活支援センター のいける	石狩市花川南1条4丁目225	(社福) はるにれの里	札幌 (札幌市除く)
H21	上川中南部障害者就業・生活支援センター きたのまち	旭川市宮前1条3丁目3番7号	(社福) 旭川旭親会	上川中部、富良野
H21	道北障害者就業・生活支援センター いきぬき	名寄市西1条南7丁目	(社福) 道北センター福祉会	上川北部、留萌、宗谷
H21	胆振日高障がい者就業・生活支援センター すて〜じ	伊達市舟岡町334番地9 苫小牧市双葉町3丁目7番7号	(社福) 北海道社会福祉事業団	西胆振 東胆振、日高